

固定資産評価審査申出書（家屋）

記載例 部分を記入して下さい。

令和 年 月 日

【提出年月日】

この審査申出書を提出する年月日を記入してください。

大阪狭山市固定資産評価審査委員会 様

| | | | | | |
|-----------|-----------------|----------------|----------------------------|---------|--|
| 審査 申出人 | 住所又は居所 | | 大阪狭山市狭山 丁目 番地の | | |
| | | | TEL - - | | |
| | 氏名又は名称 | | 狭山 太郎 | | |
| | 総代 又は 代理人 | 区分 | 総代・代理人 (該当するものを で囲んでください。) | | |
| 住所又は居所 | | 大阪狭山市狭山 丁目 番地の | | TEL - - | |
| 氏名 | | 狭山 花子 | | | |

【審査申出人】

審査を申し出る人の住所又は居所、電話番号。氏名又は名称（法人等の場合は、名称、代表者氏名）を正確に記入してください。

なお、総代又は代理人により申出をする場合は、その人の住所又は居所、電話番号。氏名を正確に記入してください。また、必ず委任状等を添付してください。

【押印の見直しについて】

審査申出人本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、審査申出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

地方税法第 432 条及び大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例第 4 条の規定により審査の申出をします。

| | | | | | |
|---------------------|---|---|-------------|----------|--------------|
| 所有者 | 住所又は居所 | 大阪狭山市狭山 丁目 番地の | | | |
| | | TEL - - | | | |
| | 氏名又は名称 | 狭山 太郎 | | | |
| 物件の所在地 | | 地目 | 構造 | 面積 (㎡) | 評価額 (円) |
| 大阪狭山市 狭山 1 丁目 番地 | | 居宅 | 木造 スレート葺 | 210.50 | 14,257,500 円 |
| 審査の申出に係る処分の内容 | | 令和 年 月 日付の処分 | | | |
| 申出の趣旨及び理由 | (価格算出の基礎等) (例) 上記家屋の価格は で あるので、固定資産課税台帳に登録された価格を 円に修正することを求める。 | | | | |
| 口頭による意見陳述 | <input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない (どちらかを○で囲んでください。) | | | | |
| 納税通知の交付を受けた日 | 令和 年 月 日 | 地方税法第 417 条の規定(縦覧後の価格等の決定又は修正等)による通知を受けた日 | | 令和 年 月 日 | |

【所有者】

審査を申し出ようとする土地の所有者の住所又は居所、電話番号。氏名又は名称（法人等の場合は、名称、代表者氏名）を正確に記入してください。

【物件の所在地】

申出家屋の所在地（地番）、種類、構造、面積、評価額（固定資産課税台帳に登録された価格）を記入してください。

(固定資産税・都市計画税納税通知書の固定資産税・都市計画税資産明細書を参照し、その記載内容を記入してください。)

【審査の申出に係る処分の内容】

審査申出の対象となる処分の内容を記入して下さい。

【申出の趣旨及び理由】

当審査委員会に対して求める結論はできるだけ簡潔、明瞭に、その理由については、できるだけ具体的に書いてください。

なお、この欄内に書ききれない場合は別紙様式（申出の趣旨及びその理由）に記入してください。その場合、この欄には「別紙のとおり」と記入してください。

【口頭による意見陳述】

書面審理が原則ですが、当審査委員会に対して口頭で意見を述べることもできますので、意見陳述の機会を求める場合は「希望する」に をしてください。

【納税通知書の交付を受けた日】

固定資産税・都市計画税納税通知書を受け取った日を記入してください。

(この日から3月以内が申出のできる期間となります。)

- (注意) 1. この申出書は、正副2通提出してください。
 2. 記載事項が多く欄内に書切れない場合は、別紙に記載し添付してください。
 3. 審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求める事があります。
 4. 審査申出人本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、審査申出人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。